

営業所技術者等の確認資料(参考)

各営業所に営業所技術者等を置く場合は、その全員について下記1と2の書類をそれぞれ添付してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか

ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限るー原本提示)

イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)

ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)

エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)

オ 確定申告 { 法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
個人においてはその写(原本提示)

カ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の
在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)

キ 所属企業の雇用証明書(※1)の写(原本提示)《被雇用者に限る》

2 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの

ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示

イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示

※認定証の有効期限が令和5年7月1日以降の場合は、監理技術者講習修了履歴がわかるもの(監理技術者講習修了証等)を併せて提示

ウ 技術者の要件が実務経験の場合は

① 実務経験の内容を確認できるもの

・工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写(原本提示)

② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか

・厚生年金加入期間証明書

・特別徴収税額通知の写(期間分ー原本提示)

・確定申告書

(受付印押印のもの) { 法人では役員に限る
ー表紙と役員報酬明細の写(期間分ー原本提示)
個人においてはその写(期間分ー原本提示)

※令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

・所属企業の雇用証明書(※1)の写(原本提示)《引き続き在職しているもので、被雇用者に限る》

エ 指導監督的実務経験の場合は、契約書の写

○ 更新申請の場合は、常勤性を証明するものとして上記1のア、ウ～キのうちいずれか

◎ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

◎ 証明内容に疑義がある場合にあつては、追加で書類の提示を求められることがあります。

◎ 令和7年12月1日まで、有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお手元にお持ちの場合は、従来どおり本人確認書類とすることが可能です。

※1 雇用証明書は、氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたものとします。

事務連絡

平成 20 年 3 月 11 日

各地方整備局等建設業担当課 殿
各都道府県建設業主管課 殿

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第 7 条等の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。

許可を受けようとする者が健康保険の適用事業者^(注)である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書の写し（以下、「健康保険被保険者証等」という。）により常勤性の確認が可能であるが、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）

後期高齢者等の常勤性の確認については、健康保険被保険者証等に代わる書類として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

（注） 法人の事業所及び常時 5 人以上の従業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用事業所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

現行：75 歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。

そのため、以下により常勤性が確認可能

- ・ 健康保険被保険者証により勤務地が記載されている
- ・ 健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業者の名前が記載されている

新制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

- ・ 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
- ・ 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

2. 健康保険被保険者証等に代わる確認書類

(1) 対象者

(2) の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

- ① 昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれ、70 歳以上の者
- ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね 4 分の 3 以上の者
- ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

(2) 確認書類

- 対象者を新たに雇用したときや 70 歳に到達し引き続き雇用するとき
…「厚生年金保険 70 歳以上被用者 該当届」
- 7 月 1 日に対象者を雇用しているとき
…「厚生年金保険 70 歳以上被用者 算定基礎届」

* 詳細は、下記 URL で確認

(参考)

・ 「後期高齢者医療制度」について

厚生労働省 HP

「医療制度改革に関する情報」↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoho/iryouseido01/info02d.html>

・ 「厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届」について

社会保険庁 HP

パンフレット「事業主のみなさまへ（平成 19 年 4 月より厚生年金保険の新しい仕組みが始まります。）」↓

<http://www.sia.go.jp/infom/pamph/index.htm#p1>